

基準の種類	関係(政)省令条項	基準区分	国の現行基準	県が定める基準
	附則第53条		<p>[経過措置] 療養病床を有する病院であって、平成24年改正省令の施行の際現に、介護療養型医療施設(転換病床を有する病院を除く。以下「特定介護療養型医療施設」という。)又は看護師等の員数が規則第19条第2項第2号及び第3号に掲げる数に満たない病院(「特定病院」という。)であるものについては、特定介護療養型医療施設又は特定病院であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合、平成30年3月31日までの間は、第19条第2項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p><看護師及び准看護師> ・療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3をもって除した数とを加えた数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。</p> <p><看護補助者> ・療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1</p>	国の基準と同一とする。
	規則第19条③	参酌すべき基準	<p><診療放射線技師、事務員等> ・病院の実状に応じた適当数</p> <p><理学療法士及び作業療法士> ・療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適当数</p>	<p>国の基準と同一とする。</p> <p>国の基準と同一とする。</p>
③病院の施設及び構造設備基準	規則第21条	参酌すべき基準	<p><消毒施設及び洗濯施設(繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。)> ・蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならない。</p> <p><談話室(療養病床を有する病院に限る。)> ・療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。</p> <p><食堂(療養病床を有する病院に限る。)> ・内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。</p> <p><浴室(療養病床を有する病院に限る。)> ・身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。</p>	<p>国の基準と同一とする。</p> <p>国の基準と同一とする。</p> <p>国の基準と同一とする。</p> <p>国の基準と同一とする。</p>
④療養病床を有する診療所の人員配置基準	規則第21条の2②	従うべき基準	<p><看護師及び准看護師> ・療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1</p> <p><看護補助者> ・療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1</p> <p>[経過措置] <看護師、准看護師及び看護補助者> ・当分の間、療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1。ただし、そのうちの1については看護師又は准看護師とする。</p> <p>[経過措置] 療養病床を有する診療所であつて、平成24年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が規則第21条の2第2項第1号及び第2号に掲げる数に満たない診療所(以下「特定診療所I」という。)であるものについては、特定介護療養型医療施設又は特定診療所Iであることを開設地の都道府県知事(その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長とする。以下「都道府県知事等」という。)に届け出た場合、平成30年3月31日までの間は、第21条の2第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p><看護師及び准看護師> ・療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1</p> <p><看護補助者> ・療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1</p>	<p>国の基準と同一とする。</p> <p>国の基準と同一とする。</p> <p>国の基準と同一とする。</p> <p>国の基準と同一とする。</p>
	附則第23条			
	附則第54条			

基準の種類	関係(政)省令条項	基準区分	国の現行基準	県が定める基準
	附則第55条		[経過措置] 療養病床を有する診療所であって、平成24年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が平成13年改正省令附則第23条第2号に掲げる数に満たない診療所(以下「特定診療所Ⅱ」という。)であるものについては、特定介護療養型医療施設又は特定診療所Ⅱであることを開設地の都道府県知事等に届け出た場合、平成30年3月31日までの間は、同号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1(そのうちの1については、看護師又は准看護師)とする。	国の基準と同一とする。
	規則第21条の2③	参酌すべき基準	<事務員その他の従業者> ・療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数	国の基準と同一とする。
	附則第23条		[経過措置] 当分の間、療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数	国の基準と同一とする。
⑤療養病床を有する診療所の施設及び構造設備基準	規則第21条の4	参酌すべき基準	<談話室> ・療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。 <食堂> ・内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。 <浴室> ・身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。	国の基準と同一とする。 国の基準と同一とする。 国の基準と同一とする。
⑥病院等の病床数を算定する補正基準	規則第2条の2	従うべき基準	・介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。	国の基準と同一とする。
	規則第30条の33①	従うべき基準	・国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものみの診療を行うもの、特定の事業所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条の4に規定する重症心身障害児施設若しくは児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第48条第2号若しくは第68条第1号に規定する施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法(平成14年法律第183号)第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数(次の式により算定した数が、0.05以下であるときは0)を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。 当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業者及びその家族以外の者又は入院患者以外の者 当該病床の利用者の数 ・放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病室であって、当該病床の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。 ・介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数として算定すること。 ・国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床の数に算定しないこと。	国の基準と同一とする。 国の基準と同一とする。 国の基準と同一とする。

基準の種類	関係(政)省令条項	基準区分	国の現行基準	県が定める基準
			<p>・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床(同法42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。)については、既存の病床の数に算定しないこと。</p>	国の基準と同一とする。
	規則第30条の33②	従うべき基準	<p>・前項第1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があった日直前の9月30日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があった日直前の9月30日において業務が行われなかったときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。</p>	国の基準と同一とする。
	規則第30条の33③	従うべき基準	<p>・当該申請に係る病床数についての第1項第1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病床における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。</p>	国の基準と同一とする。
	附則第48条①		<p>[経過措置] ・平成12年4月1日以後に介護保険法(平成9年法律第123号)第94条の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた介護老人保健施設(第3項において「平成12年4月1日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設」という。)及び平成3年6月26日以後に介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第24条の規定による改正前の老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の6の規定による開設許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた老人保健施設であって介護保険法施行法第8条第1項の規定によりその開設者が介護保険法第94条第1項の許可を受けたものとみなされた介護老人保健施設(第3項において「平成3年6月26日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設」という。)の入所定員(入所定員の増加に係る変更の場合は、当該増加分に限る。)については、当分の間、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の33第1項第3号の規定は適用しない。</p>	国の基準と同一とする。
	附則第48条③		<p>・第1項の規定は、平成12年4月1日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設及び平成3年6月26日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設以外の介護老人保健施設の入所定員に準用する。</p>	国の基準と同一とする。
	附則第48条⑤		<p>・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第13条の療養病床の転換を行った介護老人保健施設の入所定員(同条の転換に係る部分に限る。)については、第1項の規定にかかわらず、第30条の33第1項第3号中「入所定員に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。</p>	国の基準と同一とする。

2 県が定める基準の考え

次の理由から、医療法及び医療法施行規則による基準については、本県の実情に照らし適切なものと認められ、県条例においても、国の基準と同一の基準を設定することが適当であると考えられる。

(理由)

- ・これまで、国の法令による基準により、当該施設等の設置目的に応じた適切な運営が行われていること。